

2024年度SGEC/PEFC CB審査員等研修 2024年8月19日

生物多様性保全と生態系サービス : 国内外の動向と日本の森林

土屋俊幸

(一財)林業経済研究所／(公財)日本自然保護協会

東京農工大学名誉教授

簡単な自己紹介

- 所属：2019年度まで、東京農工大学大学院農学研究院 自然環境保全学部門 教授 →東京農工大学 名誉教授
- 現在は、
 - (一財) 林業経済研究所 所長
 - (公財) 日本自然保護協会 理事長など。
- 専門：林政学
 - 研究分野：自然資源管理、保護地域管理、観光レクリエーションなど
- SGECとのお付き合い
 - (社) 全国林業改良普及協会 SGEC審査委員会 委員
 - 2005年～2012年
 - (財) 林業経済研究所 SGEC審査委員会 委員
 - 2006年～2015年

簡単な自己紹介

- 今日の講義に関する仕事
 - 研究者として：
 - 30by30、OECM関係の検討
 - 環境省
 - OECM検討会委員（2020年度～、林野庁推薦）
 - 中央環境審議会自然環境部会「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」委員（2023年度～）
 - 林野庁
 - 生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会（2023年度）
 - 森林サービス産業関係
 - 国土緑化推進機構「森林サービス産業」検討委員会（2019,2020年度）
 - 国土緑推・林業経済研究所「森林所有者による「森林サービス産業」推進事業」（2023年度～）
 - 日本自然保護協会の関係者として：
 - OECM関連の事業化の検討（2021年度～）
 - →「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」事業（2023年～）
 - ←「赤谷プロジェクト・みなかみユネスコエコパーク」20年の成果
 - 林業経済研究所の関係者として：
 - 林野庁「森林整備保全事業推進調査」
 - 生物多様性に配慮した施業の成果指標化の検討→「保持林業」
 - SGEC本部 SGEC/FM規格検討WG（2023年～）

目次

- 1. 生態系サービスについての整理
- 2. 生物多様性保全に関する世界の動向
 - 1) 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」
 - ネイチャー・ポジティブ
 - 2) 30by30・OECM
 - 3) ESG投資・TNFD
 - 4) EU森林戦略
- 3. 生物多様性保全に関する日本の動向
- 4. その他の生態系サービスに関する動向
 - 森林サービス産業
 - グリーンインフラ/Eco-DRR
 - NbS (Nature-based Solutions)
- 5. 森林認証との関係性

1. 生態系サービスについての整理

- 「ミレニアム生態系評価」（2005年）で初めて提唱される。
 - 国際連合が提唱して組織し、世界中の専門家が参加して、2001年から2005年にかけて実施された地球規模の生態系についての環境アセスメント。
 - 生態系では、それを構成する生物間、生物と環境とのさまざまな相互作用が営まれているが、それらをまとめて、生態系の働き、あるいは生態系機能としてとらえることができる。
 - この生態系機能のうち、特に人間がその恩恵に浴しているものを生態系サービスと呼ぼうという新しい試み。
- 当初は、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類。
 - ➔ 「基盤サービス」については、2007年のG8+5環境大臣会議で提唱された「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」で、「生息・生育地サービス」に変更。

1. 生態系サービスについての整理

□ 生態系サービス

□ 生息・生育地サービス

- さまざまな生態系が、そこに棲む生物に対して生息・生育環境を提供すること。

- ➡自然保護、生物多様性保全に貢献

□ 供給サービス

- 食料、淡水、木材・繊維、燃料、その他

□ 調整サービス

- 気候調整、洪水制御、疫病制御、水の浄化、その他

□ 文化的サービス

- 審美的、精神的、教育的、レクリエーション、その他

2. 生物多様性保全に関する世界の動向

- 1) 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」
 - 2022年暮れまでの生物多様性条約締約国会議（COP15）で決定された、愛知目標に代わる2030年までの国際目標。
 - ネイチャーポジティブ Nature Positive
 - 「枠組」における新たな考え方を示した総称。枠組自体では単語としては使用されていないが、説明文書等では多用。
 - 環境省仮訳は「自然再興」だが、ほとんど使われず。
 - 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」。
 - これまでの生物多様性保全施策に加えて、気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携することにより、相乗効果を期待。
 - 2030年ターゲット
 - 1 生物多様性へ脅威を減らす。
 - 30by30はここ。
 - 2 人々のニーズを満たす。
 - 3 ツールと解決策
 - TNFDはここ。

地球の持続可能性の実現に向けては、 横断的な「**社会変革 (transformative change)**」が必要

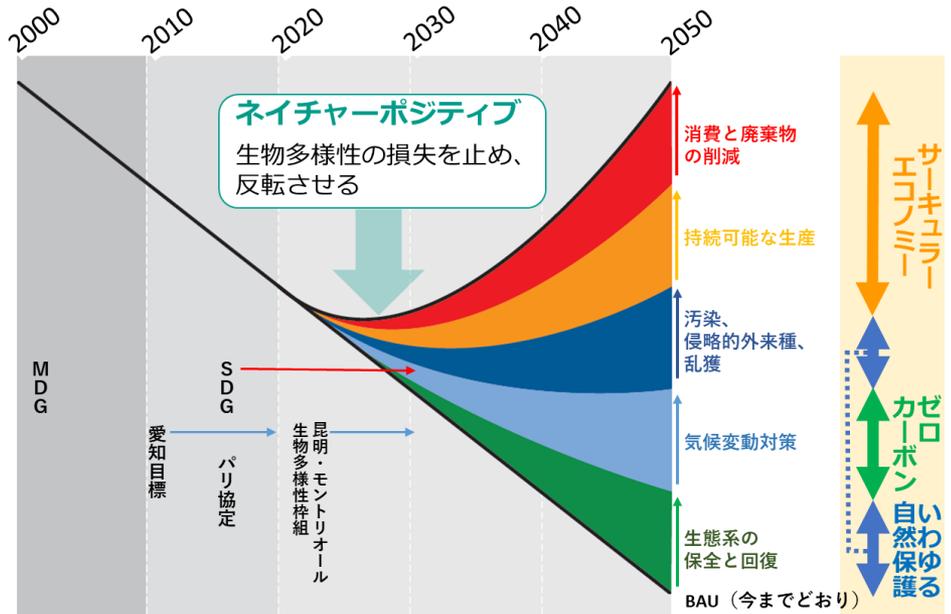
出典：IPBES 地球規模評価報告書（2019）

■ 「今までどおり」のシナリオでは、 生物多様性は損失し続ける

✓ **これまでの自然環境保全**の取組
(生態系の保全・回復、汚染・外来種・乱獲対策等)
+
✓ **様々な分野の連携**
(気候変動対策、持続可能な食糧生産、消費と廃棄物削減等)

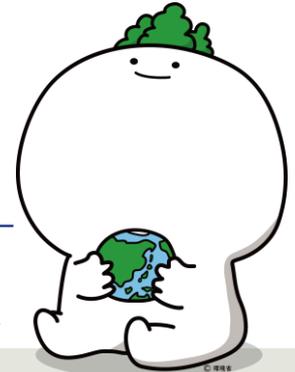
■ 2030年以降には**生物多様性の純増加** につながる可能性がある

= **ネイチャーポジティブ**



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に作成

「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいたらポーズ
DAIDARAPOSIE



2. 生物多様性保全に関する世界の動向

□ 2) 30by30・OECM

- 2030年までに各国の領土内の陸域、海域のそれぞれ30%以上を保護地域及びOECMとする施策。COP15（2022）で国際公約化。

□ OECM拡大施策

- other effective conservation measures

- 生物多様性以外の、林業を含む管理目的を持った自然資源の管理が、結果として生物多様性保全に貢献している場合、それをOECMと認定し、積極的に保全していこうとする施策。

※必ずしも、世界各国がこの施策に集中して取り組んでいるわけではない。日本は世界的に見ても、かなり先行的に取り組んでいる状況。

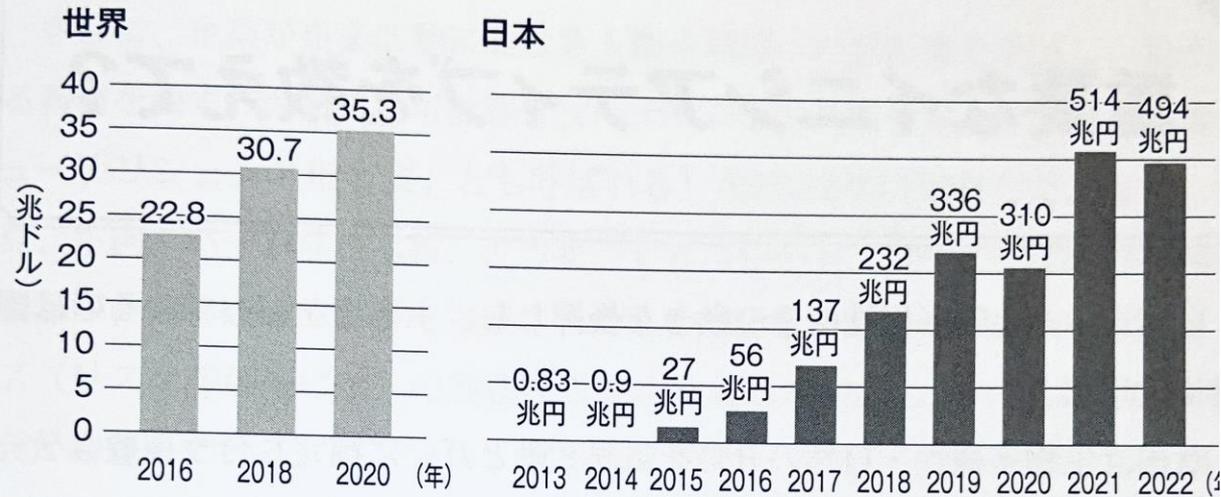
2. 生物多様性保全に関する世界の動向

□ 3) ESG投資・TNFD

□ ESG投資

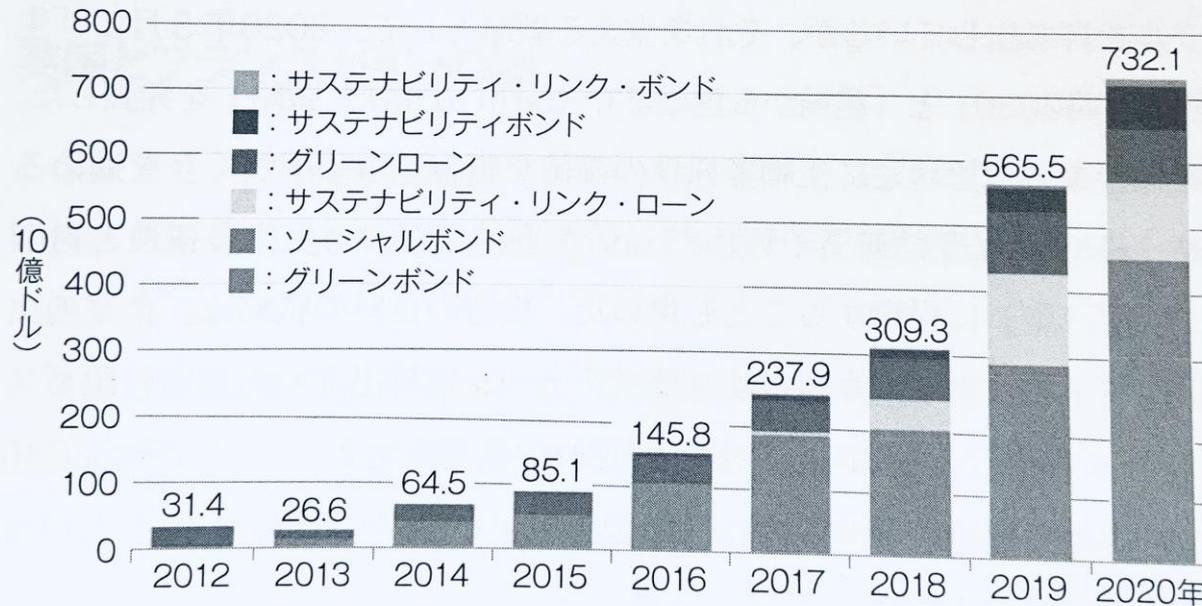
- 近年、財務情報に加え、企業の環境問題や社会的価値などへの貢献を含む非財務情報を踏まえた投資を行っているという動きが、世界的に市場で広がっている。
- その動きは、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の頭文字をとって「ESG投資」と呼ばれる。ここ15年間ぐらいで急拡大。
- ←発端は、2006年国連が提唱した「責任投資原則」PRI
- 日本は、欧米と比べ遅れていたが、2015年に「年金積立金管理運用独立行政法人」（GPIF）がPRIに署名したこときっかけに急拡大。

■ サステナブル投資／ESG投資の拡大



GSIA (左)、日本サステナビリティ投資フォーラム (右)

■ 世界のサステナブルな債券とローンの発行額



資料：藤田香『ESGとTNFD時代のイチから分かる生物多様性・ネイチャーポジティブ経営』日経BP、2023年

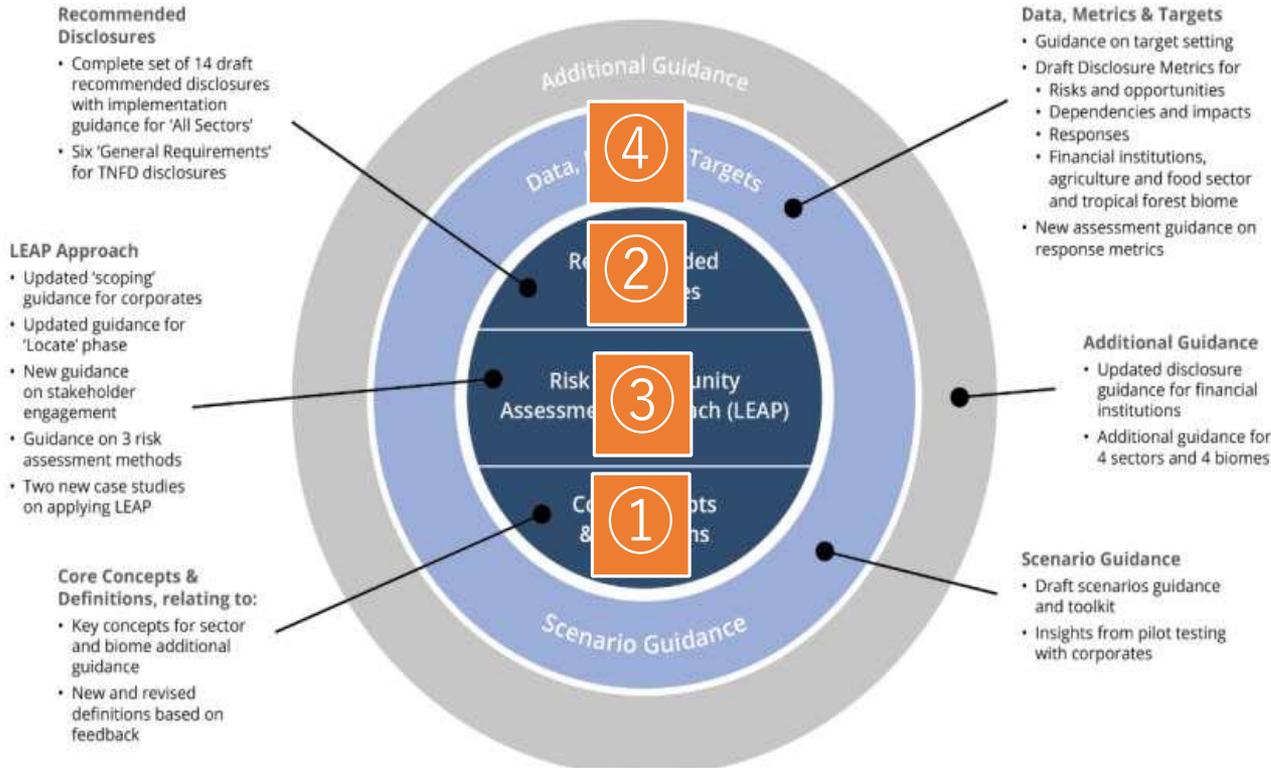
2. 生物多様性保全に関する世界の動向

□ 3) ESG投資・TNFD

□ TNFD

- 自然関連財務情報開示タスクフォース
 - 国連開発計画UNDP、国連環境計画金融イニシアティブUNEP FI、世界自然保護基金WWF、環境NGOグローバルキャンピシーの主導で、2021年6月に発足。
 - 企業に対し、ビジネスの自然への依存度や自然に対する影響、そのリスクと機会を評価・管理・報告するための枠組みを作り、財務情報としての開示を求める。
 - ←ESG投資のための判断基準として。
 - ←気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の自然版。
- 2023年9月 最終提言v1.0公開

Figure 2: Updates to the TNFD beta framework in v0.4



- ① 核となる考えや定義
- ② 推奨される開示項目
- ③ リスクと機会の評価手法
- ④ 関係するデータ、数的評価、目標値
- ⑤ シナリオガイダンス
- ⑥ 付属ガイダンス

開示項目：TCFDと「ほぼ」同じ柱。

ガバナンス：「担当役員がいるか?」、「マネージャーの役割は?」

戦略：A「短期・中期・長期で特定された、生物多様性への依存影響リスク機会（DIRO）」B「DIROに対する組織の対策は?」C「シナリオに応じたレジリエンスを高める手段は?」D「重要課題（生態系、生物多様性、水、その他）が関係しそうな場所は?」

リスクと影響管理：A「DIROの特定プロセス」A「上下流のDIRO特性プロセス」B「DIRO管理や手続き」C「特定とリスク管理」D「関係するステークホルダーとの関係づくり」

数値的目標やターゲット：A「リスク管理上の測定基準」B「依存や影響場の測定基準」C「DIROのターゲットやゴール」

| TCFD-Aligned Disclosure Recommendations | | | |
|--|--|--|---|
| Governance | Strategy | Risk & Impact Management | Metrics & Targets |
| Disclose the organization's governance around nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities. | Disclose the actual and potential impacts of nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities, as the organization's business, strategy and financial planning where such information is relevant. | Disclose how the organization identifies, assesses and manages nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities. | Disclose the metrics and targets used to assess and manage relevant nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities where such information is material. |
| Recommended Disclosures | Recommended Disclosures | Recommended Disclosures | Recommended Disclosures |
| <p>A. Describe the board's oversight of nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities.</p> <p>B. Describe management's role in assessing and managing nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities.</p> | <p>A. Describe the nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities the organization has identified over the short, medium, and long term.</p> <p>B. Describe the effect nature-related risks and opportunities have had and may have on the organization's business, strategy, and financial planning.</p> <p>C. Describe the resilience of the organization's strategy to nature-related risks and opportunities, taking into consideration different scenarios.</p> <p>D. Disclose the business where there are assets and/or activities in the organization's direct operations, and operations and/or downstream and/or financed where relevant, that are in high integrity ecosystems, and/or areas of high biodiversity importance, and/or areas of water stress, and/or areas where the organization is likely to have significant potential dependencies and/or impacts.</p> | <p>A. (i) Describe the organization's processes for identifying and assessing nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities in its upstream and downstream value chains and financed activities and assets for assessment.</p> <p>B. Describe the organization's processes for managing nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities, and actions taken in light of these processes.</p> <p>C. Describe how processes for identifying, assessing and managing nature-related risks are integrated into the organization's overall risk management.</p> <p>D. Describe how affected stakeholders are engaged by the organization in its assessment of, and response to, nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities.</p> | <p>A. Describe the metrics used by the organization to assess and manage material nature-related risks and opportunities in line with its strategy and risk management process.</p> <p>B. Disclose the metrics used by the organization to assess and manage dependencies and impacts on nature.</p> <p>C. Describe the targets and goals used by the organization to manage nature-related dependencies, impacts, risks and opportunities and to performance against them.</p> |

2. 生物多様性保全に関する世界の動向

□ 4) EU森林戦略

- 環境政策統合としての「欧州グリーンディール」(2019年)
 - →農業・食料政策としての「Farm to Fork戦略」、森林政策としての「EU森林戦略」。
- EU森林戦略2030
 - 2021年7月、EU欧州委員会策定の政策文書。
 - 原生林の保護、皆伐の抑制、持続的森林管理の指標の整備、モニタリングの強化、長寿命木材製品の利用拡大、木質バイオマス利用の制御等。
 - 旧森林戦略2013年が各構成国の取り組みを主な構成としていたのに対して、欧州委員会としての統一的な政策の展開に大きく踏み出そうとした。
 - ←→森林所有者、林産業界、加盟国との激しい論争を経て、マイルドに。しかし、先進的。

3. 生物多様性保全に関する日本の動向

□ 1) 30by30

- 環境省は、陸域で20%、海域で10%台の保護地域割合を急激に増大させることは無理なことから、OECMの制度化にによる推進を指向。
 - 2020年度から先行的に検討開始→海域は難航。
 - →「自然共生サイト」（陸域）認定制度の発足。
 - 2022年度試行（56サイト）
 - 2023年度から本格認定開始（23年度184サイト）
 - 環境省独自の「自然共生サイト」を先行させるが、
 - 民間の制度との連携（森林認証も候補に入り得る）。
 - 他省庁の制度（農林水産省、国土交通省等。森林計画制度も入りうる）との連携も同時並行で進めることに。
- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法、環境省、国土交通省、農林水産省の共管）、2024年4月19日公布。
 - 生物多様性を維持する「自然共生サイト」だけでなく、回復・創出する「準サイト」も規定。
 - 2024年度中に「基本方針」策定。

保護地域及びOECMの関係性とそれぞれの定義

| | | | |
|------|-----------------------|----------------|------|
| 国土全体 | 生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域 | 生物多様性保全が主目的 | 保護地域 |
| | | 生物多様性保全が主目的でない | OECM |
| | 貢献しない地域 | | |

※四角の大きさは割合を表さない

保護地域の定義（CBD第5回国別報告書により報告）

○陸域及び内陸水域

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

自然公園（自然公園法）、自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）、自然環境保全地域等（自然環境保全法）、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、生息地等保護区（種の保存法）、近郊緑地特別保全区域（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、保護林（国有林野の管理経営に関する法律）、緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）、天然記念物（文化財保護法）、都道府県が条例で定めるその他保護地域

○沿岸及び海域

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

総合海洋政策本部による「海洋保護区」、自然公園（自然公園法）、自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）、自然環境保全地域等（自然環境保全法）、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、生息地等保護区（種の保存法）、天然記念物（文化財保護法）、保護水面（水産資源保護法）、沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）、都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）、共同漁業権区域（漁業法）

OECMの定義（CBD-COP14において採択、環境省による仮訳）

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」は、
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、
都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、
遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、
試験・訓練のための草原・・・

といったエリアのうち、
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず
生物多様性の保全が図られている区域を想定

自然共生サイト

「自然共生サイト」 ≠ OECM

「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」
として環境省の認定を受けた区域。

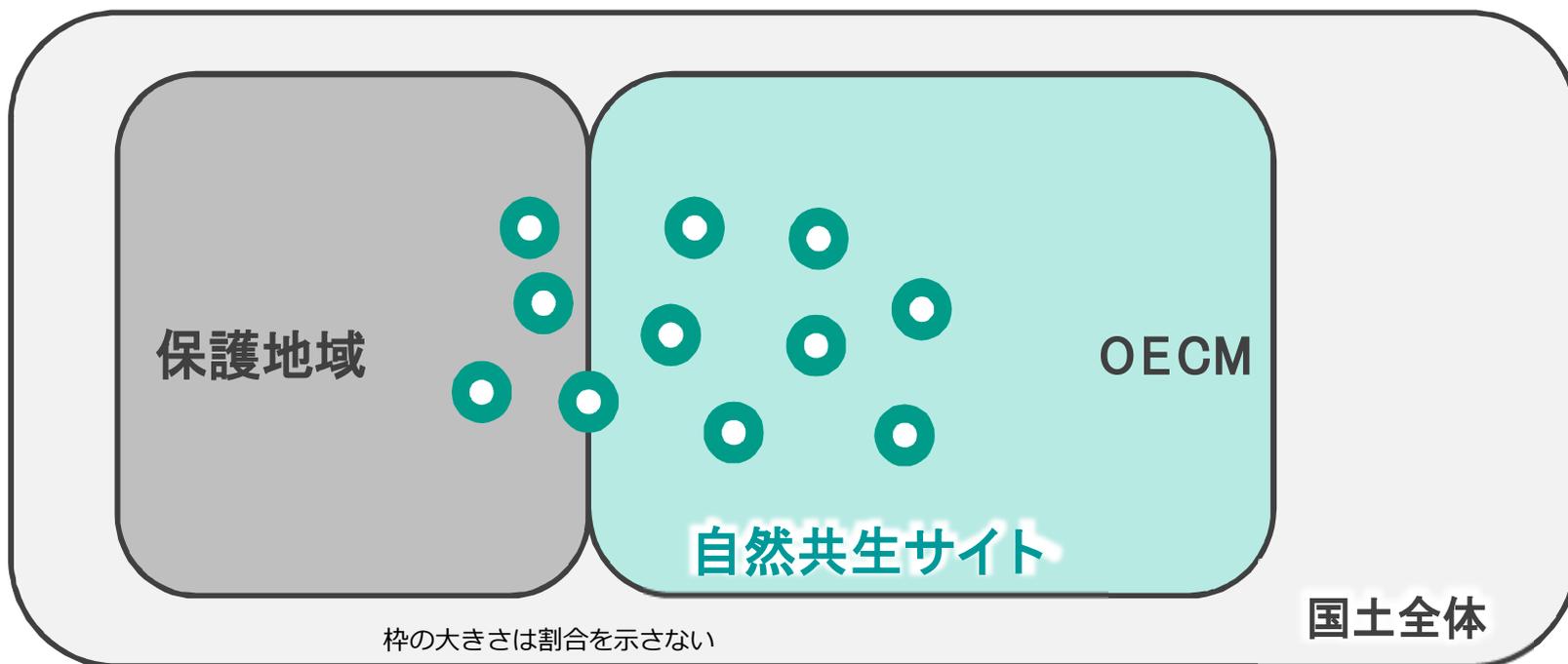


表 「自然共生サイト」認定（試行）サイト数（2022年度）

| | 工場 | 都市 | 里地 | 里山 | 奥山 | 計 |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| 企業（林業） | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 企業（林業外） | 18 | 5 | 2 | 8 | 5 | 38 |
| 団体 | - | 1 | 2 | 2 | 2 | 7 |
| 自治体 | - | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 研究教育機関 | - | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 個人 | - | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| グループ | - | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 18 | 6 | 8 | 13 | 11 | 56 |

注：サイトの管理主体、所在地域の区分は、土屋の私見による。

資料：令和4年度第1、2回「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」資料、環境省

3. 生物多様性保全に関する日本の動向

- 2) 林野庁『森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（中間とりまとめ）』2024年3月
 - 生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会
 - 2023年12月～2024年3月
 - 自然共生サイト制度発足を受けた林野庁の30by30対応。
 - 林野庁として初めての、民有林における生物多様性の具体的なガイドライン+事例集。
 - 国有林は対象外。
 - あくまでも指針であって、森林計画制度（森林経営計画）等の変更には至っていない。
 - 増進法に基づく「基本方針」、その下の「ガイドライン」等には適用。
 - 本格的対応への第一歩か？

【森林管理における生物多様性保全の取組手法例（ポジティブリスト）】

以上①～⑤を踏まえ、森林の生物多様性を高めるための森林整備における生物多様性保全の取組事例をポジティブリストとして以下に示す。

| 事項 | 取組事項 | 共通 | 状況別 |
|-----------------|---|--|-----|
| 面的な管理 | 様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階などから構成される森林配置を計画する。 | ○ | |
| 施業手法 | 市町村森林整備計画に基づく森林施業を実施する。 | ○ | |
| | 溪流沿いにある森林（深畔林）や崩壊のおそれのある箇所は、保護樹帯として伐採を控える。なお、伐採を行わなければならない場合は生物多様性保全に配慮した伐採・更新方法とする。 | ○ | |
| | 設定した保護樹帯や保残木に架線や集材路を通過させる場合は影響を最小限にする。 | ○ | |
| | 長伐期化を図る。 | | ○ |
| | 帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成する。 | | ○ |
| | 尾根筋に保護樹帯を設定・保残する。 | ○ | |
| | 植栽木の生育を阻害しない範囲で侵入した広葉樹を保残する。袖群落を残す。 | ○ | |
| | 保残木、枯損木（倒木や立ち枯れ木）や樹洞木は作業の安全性の確保等支障とならない範囲で残す。 | ○ | |
| | 単木材積が小さい、搬出距離が長いなどの経済合理性の低い箇所は伐採せずに保残する。 | ○ | |
| | 植栽に必要な最小限の刈り払いや整地にとどめる。 | ○ | |
| | 遺伝的系統に配慮した種苗を使用する。 | ○ | |
| | 水源域において、チェーンソーオイルは生分解性のものを使用する。 | ○ | |
| | 病虫獣害への対応 （例：シカの食害等へ | シカの食害を受けるおそれが高い林地において新植を行う場合や、シカの食害から絶滅危惧種等を保護すべき場合は、防護柵の設置（ブロックディフェンス方式、パッチディ | ○ |
| の対応) | エンス方式等）や単木保護資材の設置（食害防止チューブ等）等を行うとともに、被害の状況により必要に応じてわなや銃器等による捕獲（依頼を含む）を行う。 | | |
| 外来種等への対応 | 在来植生への回復に向けた外来種の駆除を実施する。 | ○ | |
| 絶滅危惧種等への対応 | 管理区域内における絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集を実施する。 | ○ | |
| | 絶滅危惧種等の生育・生息が「認められた」場合は、専門家に相談し、その保全に努める。 | | ○ |
| 里山林（広葉樹二次林等）の整備 | 里山資源の継続的利用を維持するための定期的な伐採・保育を行うとともに、林床の植物を保護し、天然更新を図るためシカ食害を防止する。 資源利用の実態や樹種構成により広葉樹用材林への誘導を図る。 | | ○ |
| 火入れ | 火入れの計画（所在場所、時期、目的、方法、防火体制、責任者など）を立て、火が広がらないように十分配慮して実施する。 | | ○ |

グループ保有林における生物多様性保全の取組/
三井不動産（株）



ねらい

・森林を木材生産の場として使いながら自然を守り育み、ネイチャーポジティブにも貢献
◎持続可能な「終わらない森」創りに向けて、「植える」「育てる」「使う」のサイクルを実践

【森林の概況】

北海道の31自治体に70の森林団地を保有。標高500m以下が多く、元々は夏緑広葉樹林および針広混交林が成立する場所。天然林では樹齢70年以上の樹木が最も多い一方で、人工林の多くは樹齢40～55年のトドマツに偏っている。（合計面積4,942.47ha。人工林が63%、天然林が36%）

【事業概要】

- 2023年3月に「グループ保有林における生物多様性配慮基本計画」を策定し、生物多様性にも配慮した持続的な森林経営に取り組んでいる。
- 人工林全域にて下刈り、間伐等の保全管理を行いつつ、毎年約100～200haで木材を伐採（面積には間伐等も含む）。「ユードロマップ団地」では、伐採跡地の草地環境や深畔林などのモザイク景観を計画的に形成。
- 森林組合等を通じた一般販売の他、グループの不動産事業における建築資材やオフィス家具などに活用。その後、原則2年以内に主伐後に植林を実施。

【森林認証他】

- 全ての保有林で持続可能な森林経営に関する認証制度である「SGEC森林管理認証」を取得。
- 2024年3月18日に人工林・天然林が混在する「ユードロマップ団地」（163.73ha、留萌市）が環境省「自然共生サイト」の認定を受ける。

【連携企業等】

森林施業・流通は各エリアの森林組合と連携して実施。



自然共生サイトに認定された森林：北海道留萌市「ユードロマップ団地」のモザイク景観

➡ 持続可能な森林経営を通じて、モザイク景観を創出
木材生産を目的としながら、ネイチャーポジティブに貢献



「植える」「育てる」「使う」サイクルイメージ

参考URL

三井不動産グループ「生物多様性」への取組：https://www.mitsuiufudosan.co.jp/esg_csr/environment/06.html
「終わらない森創り」三井不動産グループの森林保全活動：https://www.mitsuiufudosan.co.jp/and_forest/

3. 生物多様性保全に関する日本の動向

□ 3) ネイチャー・ポジティブ

- 2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定。
 - 「ネイチャーポジティブ実現」を全体目標として掲げる。
- J-GBF（2030生物多様性枠組実現日本会議）の提唱で、自治体・企業等による「ネイチャーポジティブ宣言」提唱（2023年2月）。
- （公財）日本自然保護協会が「日本版ネイチャーポジティブ・アプローチ」の取り組み開始宣言（2023年5月）。
 - 2024年4月、自治体、企業向けの「ネイチャーポジティブ支援プログラム」公表。

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

1. 位置づけ

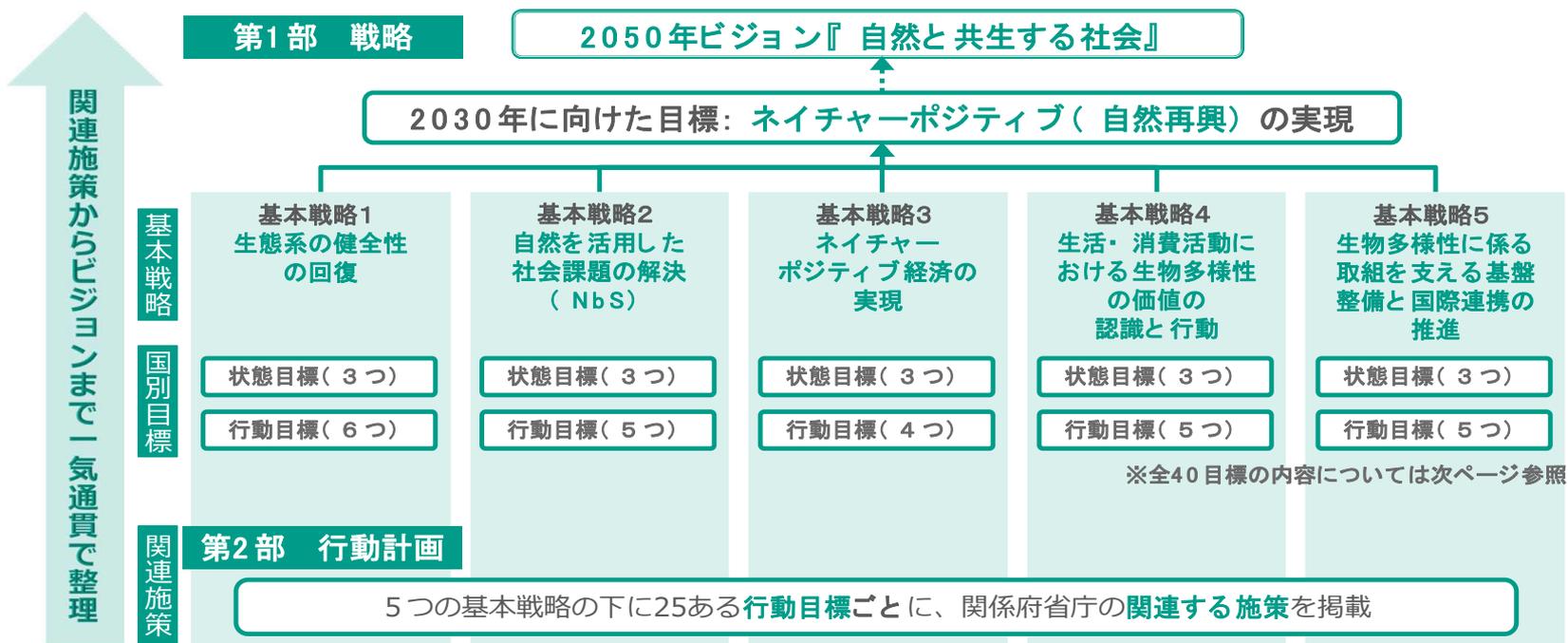
- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



みなかみユネスコエコパーク・赤谷プロジェクトでの成果

企業版ふるさと納税制度により、10年間で6億円の寄付予定：3者連携協定



▲三菱地所 執行役専務 中島篤（左）、みなかみ町長 阿部賢一（中央）、日本自然保護協会 執行理事、事務局長 志村智子（右）

日本自然保護協会（以下、NACS-J）は、2023年2月27日、三菱地所株式会社（以下、三菱地所）、群馬県みなかみ町（以下、みなかみ町）との3者で10年間の連携協定を締結しました。

日本版ネイチャーポジティブアプローチ : ネイチャーポジティブ支援プログラム

日本自然保護協会
The Nature Conservation Society of Japan

自治体認証制度がスタート。
企業の活動成果を客観的に評価する。

自治体や企業の皆さまへ
ネイチャーポジティブ支援プログラム
参加市町村、参加企業募集中

「ネイチャーポジティブ支援プログラム」は、ネイチャーポジティブの実現に向けて、昆明・モントリオール生物多様性枠組（以下、GBF）や自然関連財務情報開示（以下、TNFD）で求められている、地域を基盤とした生物多様性保全活動を推進する取組です。日本自然保護協会は、ネイチャーポジティブを目指して活動している市町村や企業の皆さまを全力で支援します。

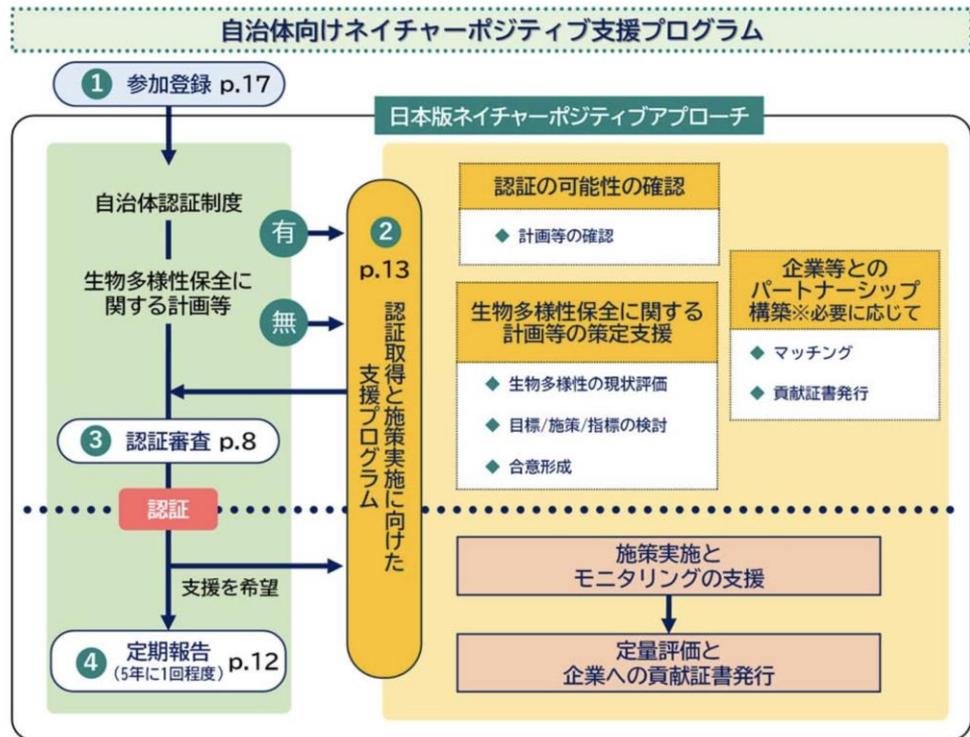


図 2-1 自治体向けネイチャーポジティブ支援プログラムの全体像

3. 生物多様性保全に関する日本の動向

□ 3) ESG投資・TNFD

□ TNFDフォーラム

- TNFDをサポートする国際組織。日本の官公庁、企業、NGOが多数加入。

□ 例えば「Finance Alliance for Nature Positive Solutions」

- このアライアンス（03/13/23キックオフイベント）は、三井住友フィナンシャル（SMBC）グループ、三井住友海上火災保険（MS&ADインシュアランス）グループ、日本政策投資銀行グループ、農林中金グループなどが参画するもので、TNFD等への対応で悩んでいる企業に対して「ソリューション」を提供するなどの活動を共同で行なっていくとしている。
- 議論の中のキーワードは、TNFDと定量化。

4. その他の生態系サービスに関する動向

□ 生態系サービス

□ 生息・生育地サービス

- さまざまな生態系が、そこに棲む生物に対して生息・生育環境を提供すること。➡自然保護、生物多様性保全に貢献

□ 供給サービス

- 食料、淡水、木材・繊維、燃料、その他

□ 調整サービス

- 気候調整、洪水制御、疫病制御、水の浄化、その他

□ 文化的サービス

- 審美的、精神的、教育的、レクリエーション、その他

4. その他の生態系サービスに関する動向

□ 森林サービス産業

□ 国土緑化推進機構による「森林サービス産業（仮称）」 検討委員会

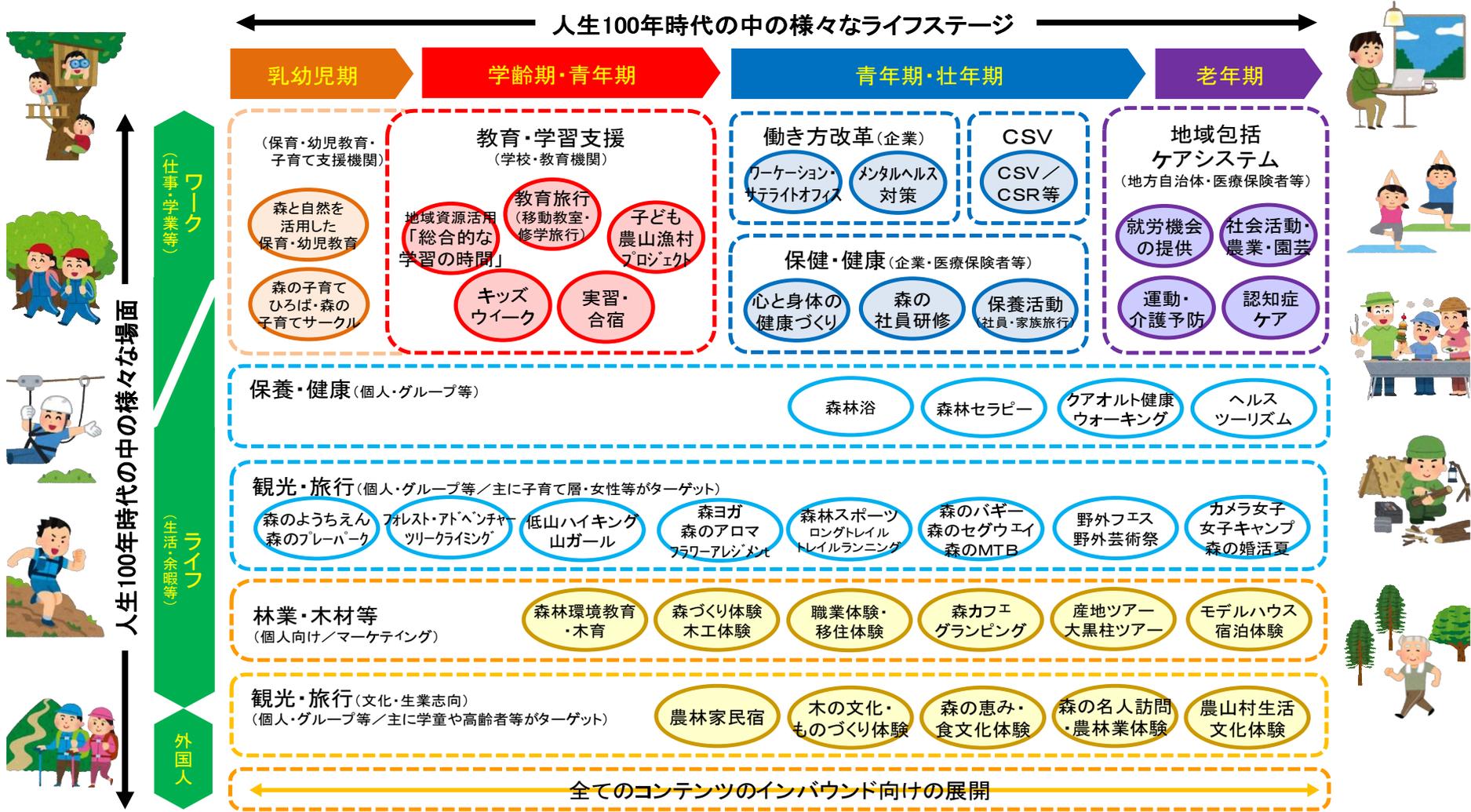
□ 2019年3月発行の報告書で、「新たな森と人のかかわり『Forest Style』の創造」を目指す、新たな森林空間の総合利用としての「森林サービス産業」を提唱。

□ 健康・教育・観光の側面から、総合的に森林を利活用し、民間の力を取り入れながら地域の発展に繋げていこうとする取り組み。

「森林サービス産業」の概要

～新たな森と人のかかわり「Forest Style」と「森林サービス産業」の創出

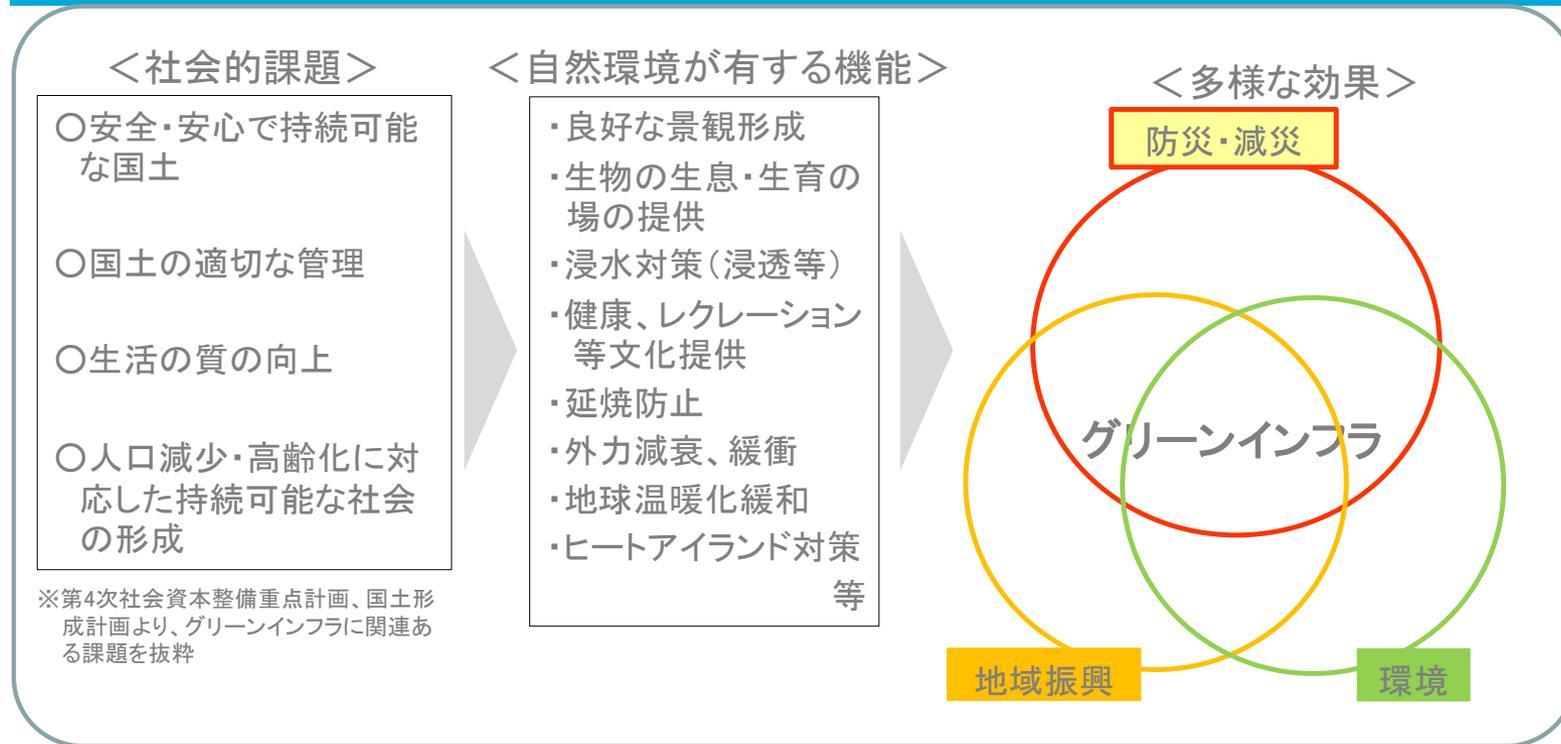
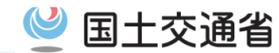
○ 人生100年時代の中での様々なライフステージやワーク＆ライフの生活シーンにおいて、森林とのふれあいや森の恵みを活かして心豊かに暮らすライフスタイルとして「Forest Style」を、またそれを推進する「森林サービス産業」を提唱



4. その他の生態系サービスに関する動向

□ グリーンインフラ（≒環境省：EcoDRR）

7. グリーンインフラとは(当面)(イメージ)



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

4. その他の生態系サービスに関する動向

□ Nature-based Solutions (NbS)

□ IUCNが提唱。→日本自然保護協会の解釈

□ 「自然のちからを活かした地域づくり」

□ 地域の中で、グリーンインフラとしての自然の機能を十分に活かした防災減災対策の構築や、地域における持続的・循環的な再生可能エネルギーの導入、生物多様性の維持・再生による住民の生活水準の向上を、住民・市民運動・研究者の満度な参画の元で実践していくこと。

□ 「生物多様性国家戦略 2023-2030」

□ 2030年目標の基本戦略 2

□ 「自然を活用した社会課題の解決 (NbS)」

□ 生態系サービスの活用による社会課題解決の道筋の提示

□ →森林資源の多面的活用に対する社会的な支持基盤の醸成

□ →企業等の関心の増大→経済的な恩恵を受ける機会の増大



NbSが想定する社会課題

- ①気候変動（適応と緩和）
- ②災害リスク削減
- ③生態系の劣化
- ④生物多様性の喪失
- ⑤食料安全保障
- ⑥人間の健康
- ⑦経済開発
- ⑧水の安全保障

図 1 NbS の概念と社会課題

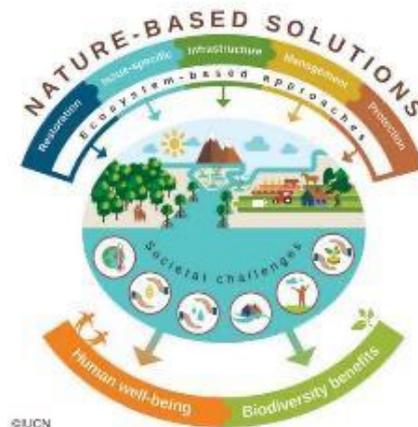


NbSは、これまでの自然保護を置き換えたりするものではなく、それを補完するものです。ただし、これまでの自然保護の一義的な目的が「自然を守ること」なのに対して、NbSの一義的な目的は「社会課題の解決」にあります。

生物種やその生息地の喪失の原因に対して対処することが優先課題



自然を守る



社会を守る

切実な社会の問題や課題の解決が優先課題

5. 森林認証との関係性

□ FSCの見解

□ FSCとTNFDの親和性

□ 南三陸森林管理協議会(MFSA)の佐藤氏講演

- 「FSCはLEAPに対して有効」：FSC-FM認証の要求事項は、TNFDのLEAPで求められる情報を最低限ほぼ応えることができる。；ただし、TNFDで挙げている全てのリスクや機会をカバーしているわけではない。；現在、MFSAが公開しているKPIはあるが、TNFDのLEAPを実施して、KPIの改善にはつなげられる見通し。

LEAPアプローチ

評価のスコージング

発見する

自然との接点

L1
ビジネスの
フットプリント

当社の直接の資産とオペレーションはどこにあるのか、当社に関連するバリューチェーン（上流と下流）活動はどこにあるのか？

L2
自然との接点

これらのアクティビティが接点を持っている生物群系や生態系はどれか？

各地域の生態系の現在の完全性と重要性は何か？

L3
優先地域の特定

当社組織が、生態系の完全性が低い、生物多様性の重要性が高い、および／あるいは水ストレスを抱えている地域であると評価された生態系と相互作用しているのはどこか？

L4
セクターの特定

どのセクター、事業部門、バリューチェーン、アセットクラスがこのような優先地域で自然と接点を持つか？

診断する

依存関係と影響

E1
関連する環境資産
と生態系サービスの
特定

各優先地域で行われている自社のビジネスプロセスと活動は何か？各優先地域でどの環境資産と生態系サービスに依存関係あるいは影響があるか？

E2
依存関係と
影響の特定

各優先地域において、当社の事業全体に関わる自然関連の依存関係や影響は何か？

E3
依存関係の分析

各優先地域における自然への依存関係の規模、程度はどの程度か？

E4
影響の分析

各優先地域における自然への影響の規模、程度はどの程度か？

評価する

重要なリスクと機会

A1
リスクの特定と
評価

当社の組織に対応するリスクは何か？

A2
既存リスクの
軽減と管理

既存のリスクを軽減・管理するアプローチで、すでに適用しているものは何か？

A3
追加リスクの
軽減と管理

追加で検討すべきリスク軽減・管理行動は何か？

A4
重要性の
評価

重要なリスクと、TNFDの開示提案に沿って開示すべきリスクは何か？

A5
機会の特定と
評価

この評価によって明らかになる、自社のビジネスにとっての自然関連の機会は何か？

準備する

対応し報告する

戦略とリソース配分

P1
戦略とリソース
配分

この分析の結果、下すべき戦略と資源配分の決定は何か？

P2
パフォーマンス
測定

どのように目標を設定し進捗度を定義・測定するのか？

開示アクション

P3
報告

TNFD開示提案に沿って、何を開示するのか？

P4
公表

自然に関する開示はどこで、どのように提示するのか？

ステークホルダー・エンゲージメント (TNFDの開示提案に沿ったもの)

見直しと繰り返し

③LEAP (Locate, Evaluate, Assess, Prepare) 自然リスク評価アプローチの構成

- 概要 企業と金融のそれぞれで考え方を作成
- 自然との接点を見つけよう。
- 依存関係と影響を評価する。
- リスクと機会を評価する。
- 自然に関連するリスクと機会への対応と報告の準備をする。
- サードパーティとの関係構築

Scope the assessment

Corporates

| | | |
|-----------|----------------------|--|
| C1 | Type of organisation | What are the organisation's primary activities and assets in its direct operations and value chain? Where are they located? |
| C2 | Entry points | What are the typical interactions with nature of these activities and in these locations? |
| C3 | Type of analysis | Where should the organisation focus its analysis based on its own and stakeholders' priorities? What are the constraints and appropriate limits on the assessment? |

Financial Institutions

| | | |
|-----------|------------------|---|
| F1 | Type of business | What is the nature of our business as a financial institution? What are the main functional units within our business? |
| F2 | Entry points | In which sectors/geographies do we allocate capital? What asset classes/financial products do we have and what are their potential interactions with nature? What biomes/ecosystems do our financial activities interact with and how? |
| F3 | Type of analysis | What level of assessment is feasible/appropriate for our business, given the level of aggregation of financial products and services? |

5. 森林認証との関係性

- OECM、TNFDを梃子に、SGECにおける生物多様性の配慮を強化することは必要ではないか。それが森林所有者にとってのインセンティブにもなりうる。
 - ←企業の関心
 - 投融資の誘引
 - ←企業としての価値の向上
 - ←社会的な認知
 - ←世界的な潮流への対応
 - ←地域振興への貢献
- また、多様な生態系サービスの評価を取り入れることによって、森林における生態系サービスの提供を増大させ、森林所有者の経営意欲の向上、地域振興への寄与に繋げることができる。

A photograph of a forested mountain path. In the foreground, two people are walking away from the camera on a wet, dark path. One person is wearing a blue jacket and holding a blue umbrella, while the other is wearing a red jacket. The path is surrounded by lush green vegetation, including tall grasses and various trees. In the background, a large, rounded mountain peak is covered in dense green forest. A vibrant rainbow is visible in the sky above the mountain, stretching across the upper part of the frame. The sky is filled with soft, grey clouds.

長い時間
聞いていただき
ありがとうございます。